

教職員各位

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（第22版）

青森県立保健大学危機管理対策本部

本学における対応については、青森県対応方針に基づき、危機管理対策本部が状況に応じて随時決定しますので、以下に従って行動するとともに、感染拡大防止に留意してください。

なお、感染状況は今後大きく変わる可能性もあり、その際、サイボウズ及びWebexの各学科のスペースで、緊急時の措置や連絡をいたしますので、随時確認するようにしてください。

## ● 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための基本的な留意点

## 1 マスクの着用について

屋外では人との距離が十分確保できる場合（2m以上を目安）や会話をしない場合は、マスクの着用は必要ないものとします。

また、屋内であっても人との距離が十分確保できる場合で会話をしない場合（図書館など）は、マスクの着用は必要ないものとします。

		人との距離（2m以上を目安）	
屋内		確保できる	確保できない
会話する		着用	着用
会話しない		必要ない	着用

		人との距離（2m以上を目安）	
屋外		確保できる	確保できない
会話する		必要ない	着用
会話しない		必要ない	必要ない

なお、夏場、屋外で人との距離が屋外で人との距離が十分確保できる場合や会話をしない場合は熱中症予防の観点からマスクを外すことを推奨します。

## 2 会食等について

会食等は感染リスクが高まりますので、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際には必ずマスクを着用してください。

## 3 授業及び学生への指示等について

- (1) 本学の「基本方針」及び「新型コロナウイルス感染症への対応について（教職員各位、学生各位）」をサイボウズに掲載していますので、随時確認し、これに基づいた指導をお願いいたします。
- (2) 施設使用時は必ず換気設備のスイッチを入れ、施設管理担当の指示に従って扉を開放してください。なお、各教室等に、換気に係る具体的な指示事項を掲示していますので、これに基づき換気を実施してください。
- (3) 体調不良により出席停止を指示している間の授業については、学生に学習の機会を確保する必要がありますので、指導をお願いします。

※出席停止について

①出席停止とは

学校保健安全法により定められており、感染症に感染している、感染の疑いがある、又は感染する恐れがあるときは学校長が出席を停止させることができます。出席停止となる場合は、解除の指示があるまでは出席できません。

②出席停止期間中の取扱いについて

学習の機会を確保すること

学生には出席停止が解除された際に、担当教員へ相談するよう周知しています。

4 在宅勤務について

濃厚接触者となったこと等により、自宅待機になった場合は出勤停止となるため、在宅勤務を申請することができます。

在宅勤務を行う場合は「公立大学法人青森県立保健大学職員在宅勤務に関する規程」により手続きを行ってください。

5 感染が疑われる症状がある場合について

風邪症状や微熱を含む短期間の発熱その他の症状がある場合は、自宅待機の上、保健室に連絡をして指示を受けてください。基本的に出勤停止となります。

6 医療機関等を利用する場合について

有症状者（症状がある濃厚接触者も含む）について、重症化リスクが低い方は、青森県臨時Webキット検査センター（以下「検査センター」という。）をご利用ください。重症化リスクが高い方は、かかりつけ医又は学校医に電話相談してください。

(1) 検査センターの利用（重症化リスクが低い方）

検査センターで重症化リスクが低い有症状の方等を対象に、無料で検査キットを配布していますので、ご利用ください。

詳細は下記のQRコードからアクセスして、ご確認ください。



<https://onl.sc/pFC4uZH>

(2) かかりつけ医又は学校医への相談（重症化リスクが高い方）

かかりつけ医に電話相談してください。かかりつけ医等がない場合又は夜間の場合は、県コールセンターに電話してください。

県コールセンターに電話してください。

0120-123-801（24時間受付、土日祝日を含む）

## 7 PCR検査を受けた時及び抗原検査陽性時の報告について

抗原検査等を受検した場合、下記のQRコードにアクセスし、報告（入力）してください。大学のホームページからも報告（入力）することができます。  
抗原検査で陰性だった場合は、報告（入力）不要です。



<https://onl.sc/4GzWXKA>

## 8 その他

### (1) 実習先の求めにより、抗原検査等を実施する場合

感染の疑いではなく、実習先の求めにより抗原検査等を実施する場合は、実習担当教員へ報告してください。

ア 検査結果が陰性だった場合

実習担当教員へ検査結果を報告してください。

イ 検査結果が陽性だった場合

保健室及び実習担当教員へ検査結果を報告してください。

また、保健所からの指示に従って対応してください。

### (2) 同居の家族等が次に該当する場合、下記に電話連絡してください。

- ・同居家族に発熱や体調不良があり、新型コロナウイルス感染が疑われる場合
- ・抗原検査等対象者となった又は濃厚接触者あるいは接触者となった場合
- ・濃厚接触者ではないが、保健所の指示等により、抗原検査等を受けることになった場合

(電話連絡先)

平日の場合 時間：8:30～15:30 連絡先：017-765-2112 (保健室)

上記に連絡がつかなかった場合 連絡先：017-765-2111 (防災センター)

防災センターからリスクマネジメント担当職員へ連絡します。

## 7 対応の更新について

第1版	令和2年10月9日	制定
第2版	令和2年11月11日	改定
第3版	令和2年11月18日	改定
第4版	令和2年12月1日	改定
第5版	令和3年1月8日	改定
第6版	令和3年1月14日	改定
第7版	令和3年2月5日	改定
第8版	令和3年3月23日	改定
第9版	令和3年4月6日	改定
第10版	令和3年4月16日	改定
第10版	令和3年4月22日	別紙改定
第11版	令和3年4月27日	改定
第12版	令和3年5月12日	改定
第12版	令和3年5月17日	別紙改定

第12版	令和3年5月24日	別紙改定
第12版	令和3年5月31日	別紙改定
第12版	令和3年6月30日	別紙改定
第12版	令和3年7月12日	別紙改定
第12版	令和3年8月3日	別紙改定
第12版	令和3年9月3日	別紙改定
第12版	令和3年9月14日	別紙改定
第13版	令和3年11月1日	改定
第14版	令和3年12月8日	改定
第15版	令和4年1月21日	改定
第16版	令和4年2月4日	改定
第17版	令和4年2月21日	改定
第18版	令和4年3月7日	改定
第19版	令和4年3月22日	改定
第20版	令和4年4月15日	改定
第21版	令和4年6月8日	改定
第22版	令和4年8月15日	改定

(別紙：参考)

● その他の専用相談窓口

相談内容	担当課	E-mail
奨学金、授業料の減免及び実習等宿泊助成について	教務学生課 新型コロナウイルス感染症対策学生支援窓口	TEL：017-765-2007 E-mail：support2020@auhw.ac.jp
授業料の納入猶予に関する相談について	総務課	TEL：017-765-2006 E-mail：gakuhi@auhw.ac.jp
ドミトリーへの宿泊の相談について	総務課	TEL：017-765-2005
その他コロナ対策及びワクチン全般に関すること	経営企画室	TEL：017-765-2009 E-mail：kikikanri@auhw.ac.jp

※平日、日中の回答となります。

また、直接窓口での相談も受け付けていますので、遠慮なく相談してください。

● LINE公式アカウント「青森県-新型コロナ対策パーソナルサポート」について

青森県では、新型コロナウイルス感染症に関する情報を配信するためのLINE公式アカウントを開設しています。

当該アカウントを「友達」に追加すると、青森県内における感染者の発生状況、その他新型コロナウイルス感染症に関する情報が配信されますので、御活用ください。

友達への追加は右記のQRコードをスキャンする、またはLINEで「青森県 コロナ」又は「@aomori.covid-19」と検索してください。



● 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用について

厚生労働省が開発した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を活用することで、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受け取ることができ、それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出の自粛など適切な行動をとることができます。

なお、個人情報等は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されます。

アプリのインストール方法等詳しくは、以下の URL 若しくは QR コードにアクセスし、確認してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

